

高額療養費の自己負担 限度額が変わります

国の高額療養費制度の見直しにより、8月1日受診分から、国民健康保険に加入している70歳以上の人と、後期高齢者医療制度に加入している人の自己負担限度額が変わります。

※国民健康保険に加入している70歳未満の人の限度額に変更はありません。

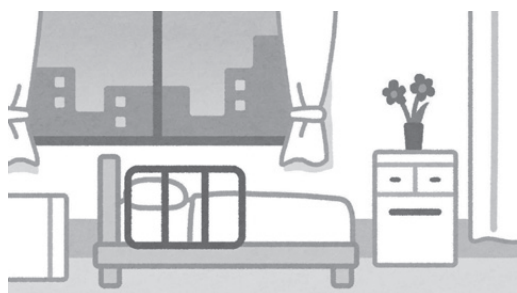
●問い合わせ先

◇70歳以上の国民健康保険加入者
国保年金課

☎(580)1847

◇後期高齢者医療制度加入者
長寿支援課長寿支援担当

☎(580)1859



窓口での自己負担限度額（70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度加入者）

所得区分	現行		改正後	
	外来（個人）	外来＋入院（世帯）	外来（個人）	外来＋入院（世帯）
現役並み所得者 (課税所得690万円以上)	5万7600円	8万100円＋ (総医療費－ 26万7000円) ×1% <4万4400円>	25万2600円＋(総医療費－84万2000円)×1% <14万100円>	
現役並み所得者 (課税所得380万円以上)			16万7400円＋(総医療費－55万8000円)×1% <9万3000円>	
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)			8万100円＋(総医療費－26万7000円)×1% <4万4400円>	
一般	1万4000円 (年間14万4000円 上限)	5万7600円 <4万4400円>	1万8000円 (年間14万4000円上限)	5万7600円 <4万4400円>
住民税非課税	8000円	2万4600円	8000円	2万4600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		1万5000円		1万5000円

※太枠で囲まれている部分が、改正されます。

※年に4回以上高額療養費が発生した場合は、4回目から<>内の自己負担限度額になります（県内転居の場合、回数が通算されません）。

※外来＋入院の場合、それぞれの健康保険ごとに、医療費を合算します。

所得区分について 同じ世帯でも、別々の健康保険に加入している人の医療費を合算することはできません。

（例：夫が後期高齢者医療制度、妻が国民健康保険に加入している場合、世帯合算はできません）

○現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得が該当金額以上の被保険者がいる場合
(国民健康保険の場合は、同一世帯の70歳以上75歳未満の被保険者に限る)

○住民税非課税

後期高齢者医療制度：同一世帯の世帯全員が住民税非課税の場合

国民健康保険：同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の場合

○一般

上記以外の場合

